一関市指定給水装置工事事業者の違反行為等に係る処分基準

違 反 項 目	根拠条文	関係法令条文		違 反 内 容	処 分 内 容
	(水道法)	水道法	水道法	1	
			施行規則		
指定要件違反	第25条の1	第25条の3			
	第1項第1号	第1項第1号	第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技	指定取消し
				術者を置かないとき。	
		第1項第2号	第20条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を	指定取消し
				有しなくなったとき。	
		第1項第3号イ		3. 心身の故障により給水装置工事の	指定取消し
				事業を適正に行うことができない者	
				として厚生労働省令で定めるもので	
				あることが判明したとき。	
		第1項第3号口		4. 破産手続き開始の決定を受けて復	指定取消し
				権を得ない者であることが判明した	
				とき。	
		第1項第3号ハ		5. 水道法に違反して刑に処せられ、	指定取消し
				その執行を終わり、又は刑の執行を	
				受けることがなくなった日から2年	
				を経過しない者であることが判明し	
				たとき。	
		第1項第3号二		6. 指定を取り消され、その取り消し	指定取消し
				の日から2年を経過しない者である	
				ことが判明したとき。	
		第1項第3号ホ		7. 業務に関し不正又は不誠実な行為	
				をしたとき。	
				①無断通水、メーターの不正使用等	指定取消し又は
				をしたとき。	指定停止6月以7
				②道路掘削許可、道路使用許可を受	指定停止6月以7
				けずに工事を施行したとき。	
				③施工上の安全管理を怠り従業員を	指定停止3月以7
				死傷させたとき。	
				④施工上の安全管理を怠り公衆に死	指定停止6月以一
				傷者を出し、又は被害を与えたと	
				き。	
				⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意
				⑥文書注意に従わないとき。	文書警告
				⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以7

				- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	指定停止6月以下
				(主として管理者の承認を受けない	
				で工事を施行したとき、又は工事完	
				成後管理者の検査を受けなかったと	
				き。)	
		第1項第3号へ		8. 法人であってその役員のうち、水	指定取消し
				道法第25条の3第1項第3号イか	
				らホまでのいずれかに該当する者が	
				あるもの。	
給水装置工事	第25条の1	第25条の4			
主任技術者選	第1項第2号	第1項	第21条	1. 給水装置工事主任技術者が2以上	指定停止3月以下
任等義務違反				の事業所に選任され、その職務に支	
				障があるとき。	
		第2項	第22条	2. 給水装置工事主任技術者の選任又	指定取消し
				は解任の届出をしないとき。	
届出義務違反	第25条の11				
	第1項第3号	第25条の7	第34条・第35条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更	指定取消し
				■ 届を提出しないとき、又は虚偽の届	
				】 出をしたとき。	
				2. 休止届、廃止届、再開届を届出し	指定取消し
				┃ ┃ ないとき、又は虚偽の届出をしたと	
				き。	
事業の運営	第25条の11				
基準違反	第1項第4号	第25条の8	第36条		
	210 - 20210 - 3	314 = - 314 + -	第1号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事	指定停止1月以下
			210 ± 3	主任技術者を指名しなかったとき。	3,6,0,1, 22,1,0,1
			第2号	2. 配水管から分岐して給水管を設け	指定停止1月以下
			312.0	る工事及び給水装置の配水管への取	11/2/1 22/1/5/1
				付口から水道メーターまでの工事を	
				施行する場合において、当該配水管	
				ルゴリタる場合において、コ成配が自 及び他の埋設物に変形、その他の異	
				常を生じさせることがないよう適切	
				に作業を行うことができる技能を有	
				する者を従事させ、又はその者に従	
				事する他の者を実地に監督させない	
				とき。	
			第3号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期	指定停止6月以下
				その他の工事上の条件に適合しない	
				工事を施行したとき。	
			第5号イ	4. 水道法施行令(昭和32年政令第336	指定停止6月以下
				号)第6条に規定する給水装置の構	

			第 5 号口	造及び材質の基準に適合しない給水 装置を設置したとき。 5. 給水管及び給水用具の切断、加工、 接合等に適さない機械器具を使用し たとき。 6. 指名した給水装置工事主任技術者 に、施行した給水装置工事ごとに工 事記録を作成させなかったとき、又 は当該記録をその作成の日から3年 間保存しなかったとき。	指定停止3月以下 指定停止3月以下
工事施行に	第25条の11				
関する義務	第1項第5号	第25条の9		1. 給水装置の検査の際、管理者の求	指定停止3月以下
違反				めに対し、正当な理由なく給水装置	
				工事主任技術者を立ち会わせないと	
				き。	
	第1項第6号	第25条の10		2. 給水装置工事に関する報告若しく	指定停止3月以下
				は資料の提出の求めに対し、正当な	
				理由なくこれに応じず、又は虚偽の	
				報告若しくは資料の提出をしたと	
				き。	
	第1項第7号			3. 施行した給水装置工事が水道施設	指定停止6月以下
				の機能に障害を与え、又は与えるお	
				それが大きいとき。	
不正申請	第25条の11				
	第1項第8号	第16条の2			
		第1項		1. 不正の手段により指定給水装置工	指定取消し
				事事業者として指定を受けたとき。	